

府政國帝本日

寫

極秘

然哉
標記ノ件ニ關シ差當リノ措置トシテ左案ヲ以テ關係ノ向ニ通知相成可

軍人軍屬ニ對スル日本通貨中央儲備銀行券及南方
開發金庫券ノ引換ニ關スル件

銀行局長(山田)

(串田)

(加賀)

外資局長(石田)

(久保)

(宮川)

理財局長(田中)

國庫課長(加藤)

石田調

受接	昭和	年	月	日
第	號	案起	昭和十八年	三月三十日
濟裁決	要	昭	和	十八年三月三十日
遺發	要	昭	和	十八年三月三十日
結完	昭	和	十八年三月三十日	合

昭和十八年三月三十日
理財局長(田中)
國庫課長(加藤)
石田調

大日本帝國政府

年 月 日

案 一

理財局長

陸軍省 經理局長

海軍省 經理局長

宛(各通)

軍人、軍属ニ対スル日本通貨ト中央儲備銀行券又ハ南方國幣金庫券
並ニ中央儲備銀行券ト南方國幣金庫券トノ引換等ニ関シテハ差當
リノ措置トシテ特ニ定ムルモノ外從前ノ圓軍票、外貨軍票ノ引換手續
ニ關スル諸規程ニ準ジ日本銀行ヲシテ引換事務ヲ取扱ハシムコトト致度
ニ付右御了知相成度此段及通知候也

案 二

年 月 日

理財局長

大東亞省支那事務局長

大日本帝國政府

大東亞省南方事務局長
日本銀行國庫局長

宛(各通)

軍人軍属ニ対スル日本通貨中央儲備銀行券及南方周知金庫券
ノ引換ニ関シ別紙ノ通陸軍省經理局長及海軍省經理局長(通知
致候條御了知相成度此段及通知候也

(國定規格B5 一八×三三毫米)